

台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について

1 小牧市に暴風警報が発表された場合

(1) 登校以前に暴風警報が発表されている場合

- ア 午前6時25分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- イ 午前6時25分以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。
- ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行いません。
- エ 上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときは、登校を見合わせ、自宅で待機をしてください。学校から連絡が無い場合でも、危険を感じるときは、保護者の判断で自宅待機させ、その旨を学校へ連絡してください。

(2) 登校後に暴風警報が発表された場合

- ア 気象及び通学路の状況等から安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させます。
- イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と判断したときは、当該児童生徒の安全確保のため、校内で待機させます。

2 小牧市に特別警報（暴風・大雪・暴風雪・波浪）が発表された場合

(1) 登校以前に特別警報（暴風・大雪・暴風雪・波浪）が発表されている場合

- ア 自宅、避難所等、安全な場所で待機してください。
- イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に登校できると判断できるまでは登校せず、自宅、避難所等、安全な場所で待機してください。

(2) 登校後に特別警報（暴風・大雪・暴風雪・波浪）が発表された場合

- ア 災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒の生命及び安全を確保するため児童生徒を校内に留め置きます。
- イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に下校できると判断できるまでは校内で待機させます。

3 小牧市にレベル5特別警報またはレベル4危険警報（大雨・氾濫・土砂災害・高潮）が発表された場合

(1) 登校以前にレベル5特別警報またはレベル4危険警報（大雨・氾濫・土砂災害・高潮）が発表されている場合

- ア 自宅、避難所等、安全な場所で待機してください。

イ レベル5特別警報またはレベル4危険情報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に登校できると判断できるまでは登校せず、自宅、避難所等、安全な場所で待機してください。

(2) 登校後にレベル5特別警報またはレベル4危険警報（大雨・氾濫・土砂災害・高潮）発表された場合

ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、レベル5特別警報またはレベル4危険情報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に下校できると判断できるまでは校内で待機させます。

4 小牧市のいずれかの地区に避難指示が発令された場合

(1) 登校以前に発令されている場合

ア 午前6時25分までに避難指示が解除された場合は、平常どおり授業を行います。

イ 午前6時25分以降午前11時までに避難指示が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。

ウ 午前11時以降避難指示が継続されている場合は、授業を行いません。

エ 上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときは、登校を見合わせ、自宅、避難所等、安全な場所で待機をしてください。学校から連絡が無い場合でも、保護者の判断で安全な場所で待機させ、その旨を学校へ連絡してください。

(2) 登校後に発令された場合

ア 災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に下校できると判断できるまでは校内で待機させます。

(3) 避難指示発令日の翌日以降、避難指示が継続されている場合

災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、学校と市教育委員会が協議し、児童生徒が安全に登校できると判断できる場合は、平常どおり授業を行います。

5 暴風警報、特別警報、レベル5特別警報、レベル4危険警報等が発表されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定します。

資料**新しい防災気象情報**（令和8年5月下旬から運用開始予定）

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

6 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発表時における対応

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- 原則、通常通りの教育活動を行います。
- 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるように準備します。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- 安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後は部活動を行わず速やかに下校します。
- 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校します。
- 登下校の状況を勘案し、市や教育委員会とも連携し、必要と判断したときは臨時休校とします。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- 校外活動を除き、通常どおりの教育活動を行います。

（4）南海トラフ地震臨時情報（調査や呼びかけの終了）が発表された場合

- 通常どおりの教育活動を行います。

【南海トラフ地震臨時情報の発表条件】

- ・ 南海トラフ沿いで異常な気象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

【南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードとその条件】

キーワード	各キーワードに付記する条件
調査中	観測された異常気象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いで M8.0 以上の地震が発生)
巨大地震注意	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いで M7.0 以上 8.0 未満の地震が発生)
調査終了	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらなると評価した場合

7 不審者が侵入してきた場合の対応及び確認事項

(1) 不審者侵入時

- ① 児童の安全の確保を最優先に行います。
- ② 緊急放送で危険を知らせるとともに、警察に通報します。
- ③ 緊急放送等で危険を察知した教職員は、直ちに現場に向かい、児童の安全確保、及びできる限り不審者の身柄の確保に努めます。
- ④ 職員室で不審者侵入の連絡を受けた教職員は、「児童・教職員への緊急連絡係」「避難誘導係」「諸機関への連絡係」を残し、現場に向かいます。

(2) 日常

- ア 朝、昇降口の解錠時に門を開け、児童の登校後は、正門を閉鎖します。
- イ 校舎の入口に案内板を掲示し、来客はインタホンで確認の後、職員室で受け付けます。
- ウ 保護者の来校もインタホンで確認の後、職員室で受け付けます。また保護者証の携帯を義務づけます。

(3) 非常時の確認事項

- ア 侵入者の隔離に努めると同時に、必要があれば全校緊急避難放送を行います。
(不審者からできるだけ早く遠ざかる経路を選び、避難場所を指示します)
- イ 火災・地震時と同様に、おさない・しゃべらないを守ります。

8 その他

○ 学校への電話による問い合わせ

緊急の場合、学校から保護者の方々と連絡を取り合います。原則として、個人で学校への問い合わせをしないようにお願いします。